

（午前10時35分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、3番 富岡君。

〔10番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。

私は、市政の主人公は市民、この立場から2項目について質問をいたします。

最初の質問は、国保税のさらなる引き下げについて伺います。本年度、当局は1世帯平均で約5,000円の引き下げを実施いたしました。このことは高く評価をしたいと思います。しかし、引き下げ額は橋本市の国保事業の充実を求める会が求めた額、1世帯1万円の半額となったことです。そこで、質問は今回の国保税引き下げの総額、1世帯の平均額、一人当たりの額について伺います。

質問の第2は、国保会計の2011年度決算が決定いたしました。これを見ると、2009年度に国保税を1.3倍に引き上げた後、最大の黒字決算、決算書では実質収支3億5,681万193円となったことです。本年度は基金に1億円も積み立て、基金合計は6億円となりました。2009年度、2010年度と比較して、約1億円も多い実質収支となりました。その理由について伺います。また、1番ただしいことは、さらなる国保税の引き下げは、十分可能と考えますが、当局の見解を伺います。

質問の第3は、国保税1世帯5,000円の引き下げに対し、介護保険料は1人年間平均で9,900円の引き上げとなり、市民の暮らしはますます生活苦に至っています。国保の会計状況から判断して、せめて低所得者の減免制度

の充実と窓口負担の軽減、免除は当然実施すべきと考えるが、当局の見解を伺います。

質問の第4は、延滞金問題で伺います。

今日の社会状況からして、14.6%もの延滞金を課すことについて、当局の見解を伺います。また、善良な分納者に対し、延滞金を課すことを見直すべきと考えるが、当局の見解を伺います。

2項目目の質問は、橋本市の防災計画と対策について伺います。

質問の第1は、先月29日、内閣府の有識者会議で発表された巨大地震、南海トラフ地震の被害想定は死者32万3,000人という、想像をはるかに超える衝撃的なものです。死者数の7割は津波によるものとしていますが、地震その他の死者が単純計算でも9万6,900人に及ぶこととなります。

そこで、質問は、市民の安心・安全を確保するため、早急に橋本市の防災計画を見直し、完成させ、実践しなければなりません。いつ、防災計画は完成しますか、伺います。

質問の第2は、和歌山県の資料で、風水害時に開設する避難先一覧で、橋本市は32箇所の避難所のうち、土砂災害の可能性ありが8箇所、風水害の可能性ありが2箇所となっています。また、避難先安全レベルで三つ星が22箇所、二つ星が8箇所、一つ星が1箇所、

（注）となっているのが1箇所となっています。おのおのについて説明を求めます。また、安全でない避難場所は当然見直しや対策が必要と考えるが、当局の見解を伺います。

第3の質問は、木造住宅の耐震化の進捗状況とリフォーム助成制度の併用で、飛躍的に耐震化を促進することを提案し、当局の見解

を伺います。

以上、演壇からの質問とし、明快な答弁を期待いたします。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君の質問項目1、国保税の引き下げに関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）国民健康保険のおただしについてお答えします。

まず、1点目の国保税引き下げ額及び平均税額についてですが、税の引き下げ額の総額について、平成24年度当初賦課状況から政令軽減額等控除前では、医療分で5,247万8,184円の減、介護分で195万3,828円の増となっており、軽減等控除後では、医療分で4,358万64円の減、介護分では軽減等控除前と変わらず195万3,828円の増となっています。

次に、国保税の世帯当たり及び一人当たりの平均税額についてですと、平成24年度当初賦課状況から算出しますと、1世帯当たり平均額については、税の軽減等実施前で医療分12万8,114円、支援金分4万3,936円、介護分3万2,277円で、軽減等実施後では医療分10万8,240円、支援金分3万6,208円、介護分2万6,748円となっています。

次に、一人当たり平均額については、税の軽減等実施前で医療分7万597円、支援金分2万4,211円、介護分2万4,579円で、軽減等実施後では医療分5万9,645円、支援金分1万9,952円、介護分2万369円となっています。なお、課税対象所得額が前年度より若干増えたことから、減税効果が多少抑えられているように見受けられます。

次に、2点目の黒字決算、さらなる国保税の引き下げについてですが、昨年の決算委員会等でご説明いたしましたが、平成21年度は約8,000万円、平成22年度は約7,000万円の実

質黒字となっています。平成23年度の実質黒字額は、平成24年度に発生する精算返還額を控除した額が2億8,772万3,265円となり、ここからさらに平成21年度、平成22年度からの実質繰越額を控除すると、約1億3,700万円余りとなります。この黒字額の要因は、前期高齢者交付金の伸びが著しかったことによると考えています。また、東日本大震災等の影響による調整交付金等の影響も少なく、医療費の伸びも低かったことも要因の一つとして考えています。

この黒字結果から、さらなる国保税の引き下げについてですが、前期高齢者交付金は2年後精算となっており、今後返還金が生じることも考えられることから、いまま少し状況を見極める必要があります、現時点における減税の実施は難しいものと考えております。

次に、第3点目の低所得者に対する税等の減免実施についての当局の見解ですが、本市には橋本市国民健康保険税の減免に関する規則、橋本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規則があります。この規則は、主に所得の急激な減少、天災その他特別の事情がある場合などに限り、減免とすることができるという内容であり、政令軽減のような低所得者に対応するものとはなっていません。

おただしの市独自の低所得者に対する保険税の減免を行った場合、財源をどこに求めるかが問題であり、一定基準以下の低所得に対する減免については、財源補填のある政令軽減が適当であると考えています。

市としては、引き続き国に対し、政令軽減の充実等を要望してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

〔総務部長（森川嘉久君）登壇〕

○総務部長（森川嘉久君）国保税の延滞金の

率についてのご質問にお答えをさせていただきます。

国保税の延滞金は、定められた納期限を過ぎるとその翌日から完納されるまで、年利14.6%により日割り計算し、納めていただくこととなります。ただし、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは7.3%、または特別基準割合（平成24年度は4.3%）の低いほうの年利率を適用しています。この率は地方税法第723条第1項及び同項附則第3条の2第1項の規定に基づくものでございます。

また、延滞金の徴収については、納期限までに納付された方との公平性を保つため必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、現年分の分納者に対する延滞金の考え方の見直しについてのご質問について、お答えをいたします。

国民健康保険税（普通徴収分）の納税通知書は、7月に発送し、7月から翌年2月までの8回に分けて納付いただくようになっています。しかし、一時的に納付困難となった場合は、担当課にご相談いただき、最大12回まで分割し納付いただいておりますが、この分割納付につきましても、保険税が完納されるまでの間は延滞金が加算されます。このことについても、ご本人に申請の際説明をさせていただき、ご了解をいただいております。また納期現内にきちんと納付いただいている方との公平性を保つ観点から必要であると存じますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、国保税のさらなる引き下げについてから再質問をいたします。

②の2011年度決算で大幅黒字決算となった

と。その理由は今答弁ありましたけれども、前期高齢者交付金が増額されたということでもありますけれども、前期高齢者交付金についての説明と、増額理由、前年度との比較で具体的な数字を示してください。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）前期高齢者の医療制度といたしますのは、年齢でいいますと65歳から74歳の方を対象といたしております。それから、国民健康保険間の医療負担を調整するためにこの制度が設けられておるわけです。といたしますのが、やはり前期高齢者の加入人数が多いというのが、国民健康保険の特徴であるんですけれども、その財政支援をするために、若年層の加入が多い健康保険組合等々から前期高齢者納付金というのが負担されてございます。それが前期高齢者交付金でございます。

前期高齢者交付金でございますけれども、その算出方法といたしますと、これは本市の状況だけではなくて、全国的な前期高齢者の被保険者数ですとか、前期高齢者の療養費等を勘案して、自治体に交付されるということになっておりますので、なかなかその金額を予測するというのが非常に難しいというのがその交付金でございます。

実際の交付金額を申しますと、平成21年度で13億6,839万2,994円、平成22年度で14億5,026万7,102円、ところが平成23年度の交付金額といたしますのが、18億5,050万1,737円ということで、前年度と比べたら約4億円の伸びを示しておるというのが実情でございます。ただし、この18億5,000万円、これが2年後精算ということになりますので、この4億円の伸びが、2年後精算のときにどれだけ返還しなければならぬかというのが予測できない、そこに難しさがあるわけでございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）予測できないとのことなんですけれども、返還金について。当然返還額は、例えば、橋本市の国保事業が非常に黒字が多いということとか、何か基準があって国からおりてくると思うんで、適当にというんか、考えにくいんですけどね。やはりきちっとした基準があって、それに基づいて交付金が交付され、また返還も求められるというように思うんですが、その点はわかりませんか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）当該年度で交付される額というのは、あくまで国としたら概算額で交付されてくるというのが基本になってこようと思います。最終的には、実際にその年度の療養費等が確定して、初めて精算が出てくるということでございますので、確定するというのが、国のほうではっきり金額がつかめるといのが、2年後ということになってくるわけでございます。今の段階で、したがって、全国全体の療養給付費というのが、橋本市では把握できません。どこの自治体でも把握はできません。そういうことで、非常に市としての予測が非常に困難であると。これはどこの自治体でもそうだと思います。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）なかなか荒っぽい、億単位の金額が動くということのようなんですけれども、一番ただしたいのは、2011年度決算で、2011年度は基金に1億円積んだんですよ。5億円の基金を6億円にしたわけですよ。ここで1億円使っているんです。先ほどの答弁では、わかりやすく言えば、返還金は置いたとして、自由に使えるお金というのが1億3,000万円残っているということ。これはもう、さらなる国保税の引き下げとか、後で質問しますけれども、低所得者の減免なり、窓口負

担の軽減なり、ここに踏み込んでいけると判断するんですけれども、そうではありませんか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）平成23年度で1億円を国保事業基金に積んでいるわけですが、平成年度においても、この1億円につきましては、平成20年度において、健全な財政を保つために、その事業から1億円取り崩して黒字化したということがございます。本来だったら、その翌年度もしくは平成22年度でも積み立てればよかったんですけども、国保会計の厳しい状況の中で、その1億円をもとの基金に戻すことができなかった。それが、今回平成23年度の決算において歳入歳出差し引きした3億5,681万円ですか、その黒字となっているんですけども、その中で1億円を戻したということになっているわけです。

国保事業基金の本来の目的ですけども、これは一般会計の財政調整基金と同じような役目がございます、といいますのが、例えばインフルエンザが市民の中で猛威を振って、すぐくはやって皆さん方が病院に行かれたということになりますと、たちまち医療費が増大するわけです。ちょっとしたことで数億円という医療費が増加します。そういう不測の事態に対応するために、基金を設置しておいて、その基金の中から取り崩して財源補填に充てるというのが、本来の国保事業基金の役目であります。一般でいいますと、財政調整基金的な基金であるということでございます。その観点からいいますと、やはり基金というのは、ある程度保有しておらなければ、たちまち赤字となって、逆にそのことが保険料の負担にはね返っていくという結果にもなりかねませんので、そういう不測の事態に備えておるということでございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）元財政課長なので期待したんだが、どうも基金というのをたくさん、要は貯金しとかんと、簡単に言うたら安心できやんと。何か特殊な病で流行するとかという場合には、ちゃんと対策といいますか、国のほうでもいろんな支援制度があるんで、何も基金を、何を言いたいかといったら、国保税というのが非常に高い額になっているんです。国保に加入している7割の方が200万円の所得しかない。200万円までの人が7割なんですよ。もちろん所得が皆無の人もありますよ。そういう人たちが圧倒的に多い中で、基金、いやこれはどうしても置いとかなんかのやと。国の指導があるというのはよく知っていますよ。

例えば、かつらぎ町を例に挙げれば、首長の考えだな。国保税を引き下げるというて当選したんや。どないしたかといったら、基金はもうほとんどありません。一般会計から2,000万円を繰り入れて、そして国保税を引き下げたんですよ。そういうふうになっている自治体もあります。これはもう首長の考えなんです。基金、基金と、もちろんたくさん貯金しておくほうがいいんだろうけれども、市民の側からすれば、非常に大変な国保税ということになっているんで、そこをわかっただけですけども、平行線になりますので、③の低所得者に対する国保税の減免について再質問をします。

まず、質問は、本年度からわずかですけども国保税が引き下げになりました。これによって、固定資産、それから所得が皆無の方で一人暮らしということで、この方は7割軽減がかかっていくらになりますか、年間の税額。お示ください。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）一人でありますと、それが7割軽減の方でありますと、均

等割が6,840円と、平等割が2万1,600円ですので、一人世帯でありますと、年間2万8,440円になろうかと思えます。それはあくまで医療分だけの話でございます。支援金分、介護分も含めて、ちょっと計算を間違えました。済みません。医療費支援分、介護分までで2万3,000円です。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私が計算してみたら2万3,040となるんですが、この40円はもうカットされる。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）きちっと10円単位までになると思えますので、2万3,040円になろうかと思えます。

（発言する者あり）

○健康福祉部長（北山茂樹君）申しわけないです。ちょっと勉強不足で、100円未満切り捨てだそうですので、2万3,000円だそうです。済みません。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）結局、国保税というのは、所得が皆無の人ですよ、資産も全くない人に対して2万3,000円の国保税を課すわけやな。これを払えということや。ここが厄介なんです。先ほども申し上げたように、1億円を超える実質黒字決算という場合に、こうした、ほんまに生活できるんかという状態の人に、しかも強制徴収とかかけていくわけやろ。税金というのは一般的には能力に応じて支払うというのが大原則ですわな。日本の税制度が始まって、シャープ勧告を受けて、累進課税ということですよ。たくさんうけた人はたくさん税金を払う。所得の少ない人は少ない税金を払う。全くない人は払わなくてもええというのが税の大原則なんです。国保税だけはそうはなっていないところに大きな問題があるんです。

先ほど紹介したかつらぎ町はどうしているかという、本当に課税によって著しく窮乏させるというか、生活ができない状況に至っている人については、町長が判断して免除しているんですよ。これは、条例上はうたってくれているんですが、橋本市では全く行われていないので、昨年度の国保決算から見て、こういう、ほんまに生活できやんという市民に対して、国保税の免除ということも、ぜひとも実施していただきたいんです。その点いかがですか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）かつらぎの事例も出ていたようですねけれども、実は私はかつらぎ町なんでございます。直接関係する者として、私の意見も述べさせていただきますと、例えば国民健康保険税で、税率をそのままにしておいて、なおかつ医療費が増えて赤字になるということになった場合は、私は一般会計からの繰り出しもやむを得ないと。それは十分理解はできます。ただ、国保税を下げるに一般会計から持ち出すというのは、私、町民といたしましては、やっぱり自分らの税金を特定の国民健康保険加入者の税を下げるために使われるということにもなるわけです。税の負担のために税ということになりますので、その点私としてはなかなか納得しがたい、そういう面はあると思います。確かに、町の政策ですから、どうのこうのということではないんですけれども、私個人の見解としたら、直接かかわる者としたら、そういう思いはあります。

市独自の減免をしてはどうかというお話ですけれども、やはり税の減免をしますと、その財源をどこに求めるかということになってこようかと思えます。議員おただしのとおり、基金があるじゃないかということも言えるんですけれども、単年度だけのことを考えれば、

確かに基金を取り崩して財源に充てるということもできるんですけれども、制度自体はこれから恒久的に行われていくものであろうかと思えますので、そのときに、いつまで基金があるんか、基金がなくなったら、じゃあどこに財源を求めるのかというような話になるわけでございますけれども、その点で、市とすれば、やはり国保の制度自体が非常に高齢者が多くて収入が少なくてという、国保財政というのがもともと危機的な状況にあるというのは国全体ではわかっていますので、その辺を、やはり社会保障を考えていく中で、ある程度国がその財源を措置するというのが、今後国保財政にとっては一番重要なことだと思いますので、市としたら国のほうへ強くその辺の充実を要望していきたいと、かように思っております。ですから、減免も政令による減免ということをぜひともやっていただきたいということで、強く要望してまいりたいと、かように思います。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）準備した原稿がどこかでもれたみたいで、部長がかつらぎ町在住云々としていたのが、それはいいんです、別に。今、部長も言われたように、国の国保税額が非常に重い負担になっているのは国の政策ですよ。もちろん、1番目に。だんだん国保事業に国が渋ってくるというか、負担金等を減らしてきているんで、額そのものじゃない、率で言えば。だから、大変なんだが、今、国政に期待してもどうしようもないやろ。どうしようもないので、もちろん担当部局等からも、国に強く働きかけてはほしいんですけれども、橋本市の国保事業、国保会計の中で、何とかできないかというのが私の訴えで、1億3,000万円を自由に使えるという、前期高齢者交付金の返還がある云々と言っているけれども、担当課長もものすごい慎重なんだ。2

億円ほど返還を求められたらと、何ていうのか、担当課としてはそうかもわからんのやけど、少しでも、非常に生活に困窮している市民に対しては心ある行政を求めたいわけです。これはもう要望にします。平行線になりますので。

次に、④の延滞金問題について再質問します。

これは、先に言うておきます。副市長に答弁をお願いします。

一つは、どうもうわさでは税に非常に卓越している。詳しい。私の感触は、延滞金に執着している副市長というふうに感じたことがあるんです。中身は言いませんが。今、マスコミ等でも、過払い金請求というのを盛んに法律事務所なんかコマーシャルしていますけれども、過払い金というのはサラ金業者が高い金利を取り過ぎていたということで、裁判をして返還させているんやけども、この線引きが15%なんです。15%以上の利子を取っていた場合、裁判かけたら返還しなさいとなっているんです。これによく似た金利が、延滞金の場合14.6%というのが課せられるわけですけども、もちろん国の法律だと言えそれまでですよ。今の社会情勢から見て、市民の預金の利子等々、0.0何ぼという時代に、この14.6%という利率について、どのようにお感じですか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）この利率といたすのは、恐らく何十年も変わっていないと思います。地方税法の中できっちり決められた利率となっております。延滞金だけではなしに、一般税の場合、納め過ぎた方に還付をする場合というのもございます。それについても、たしか高い利率、それに応じた延滞金と同じ考え方の中での還付加算金というのを、還付する場合は支払っていると思います。

延滞金の率が、なぜこの金額がずっと変わらずに同じなのかというのは、ちょっと私は、国の制度ですので基本的なことはわかりませんが、税といたすのは、市政運営の本当に根幹となる自主財源となっております。これを計画的に納めていただくことで安定的な行政運営が確保できるというか、担保されていると思いますので、基本はやはり納期に応じて納めていただかないと、反対にそれが、仮に延滞金つかないわということになったら、いつ納まるかわからない。そうしたら、行政運営上、銀行などからお金を借りて非常に運営が苦しくなるということも考えられると思いますので、納期に納めていただくということを基本にしてつくられている制度かなと思います。そういうことで、行政を計画的に運営しようと思ったら、この延滞金の制度があることで、市民の方にもきちっと納めていただけるということが担保されているのではないかなと考えます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）延滞金問題で、具体例を挙げて質問します。

国保税の現年度分の支払いで、12カ月の分納を約束して、約束どおり完納したんですけども、延滞金が課せられたということなんです。これについて、7月に納付書を送って、7月からですから、翌年の6月まで12回で払うわけですから、翌年の3月分、4月分、5月分、6月分と、これに延滞金が課せられるわけです。そもそも国保税というのは、7月にしか納付書が届きませんから、行政の都合で、翌年の2月末までに8回で、分納の場合は払ってくださいとしているんですわね。8回がきついんで12回に分けてほしいと。私が相談を受けた方は、きちっと約束どおり払ったんですけども、払ったのに延滞金がつくというのはおかしいと言う。なぜ延滞金が課せられる

んですかというところなんです。こういうケースについて、善良な納税者なので、一生懸命に高い国保税を12回に分けて払った。ところが延滞金が課せられたというケースなんです。税に詳しい副市長、どうでしょうか。私は、もう結論を言いますよ。延滞金を免除するというのか、これは当然ではないかと思うんですが、そのようになりませんか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）税に詳しいと言われれば、過去に税務職員として従事していた期間がありますので、その程度で、市税の中身につきましても、あんまり熟知はしておりませんが、延滞金につきましても、市民の方に分納をしていただくときに、分納誓約書というのを出していただいていると思います。その分納誓約書にはきちっと、支払い時期に応じて延滞金が要りますということが記載されておりますし、先ほど部長からもご答弁させていただきましたように、ご本人には納付していただく時期に応じて延滞金が必要ですよということもきちっと申し上げることになっておりますので、お話をさせていただいております。12カ月とおっしゃいますけれども、納税者によっては、例えば12カ月では支払えないという方もいらっしゃる。その方については、継続して支払っていただくようお願いいたしますけれども、それに応じた延滞金というのは必要ですよということも必ず申し上げることになっておりますので、その方についても説明はさせていただいていると思いますし、押印いただく、誓約いただく紙にも、そういうことは書いておると思います。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）ちょっと質問の趣旨を理解されていないかとも思うんですが、行政

都合で納付書が遅れているのと違いますかと。

4月に納付書を届けていただければ、事例を挙げた方は延滞金がかからないんですよ。12回に分割してきちっと払うわけですから、7月からスタートするところに問題があるので、強制徴収ということで、滞納者に対して預金とか生命保険とか押さえてどんどんやっているけれども、実態としては本当に回収できていませんよね。平成21年度でしたか、7,500万円、滞納総額、延滞金プラス50円の督促状も加えて、7,500万円、212世帯でしたか、強制徴収かけて、1,500万円しか回収されていないという事実があるんですよ。それだけ厳しい。国保加入者は厳しい生活をしているということだと思います。このこと一つとってもわかるんですけど、善良な納税者だと僕は思う。僕は決めつけているんじゃないし、客観的にもそうだと思うんですよ。12カ月に割ってもらったら、現年度分について支払いができる。事実、きちっと納付したんですよ。ところが、よくみたら延滞金が発生しているということで、こんなん何とかできやんかなと。これは善良な納税者からすれば、僕はもう当然のことだと思うんですけども、再度伺います。副市長、判断は難しいですか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）延滞金の件でいろいろご意見をいただいておりますけれども、12カ月で払っていただくというのが、納税者にとって払いやすいというのはよくわかるんですけども、国保税の制度の問題もございまして、8期に分けさせていただいているという点がございまして、できれば、納税者の方のほうで12分割をしていただいて、4、5、6というのは納付がありませんので、そのつもりで家計から幾分かを残しておいていただけると、そういう計画的な貯金といいますか、そういう形で納付準備をしていただ

けますと、計画的に納付いただけるのではないかというふうに思いますので、納付のない4、5、6について、その辺は家計管理の中でお願いしたいなと思います。

それから、延滞金の件でございますが、若干実例を挙げてお話をいただいたんですけども、延滞金は14.6%なんですけれども、1カ月未満については、現在のところ4.3%でございますので、それから1,000円未満切り捨てという制度がございますので、少額の国保税の方でしたらかからない場合が多数ございます。高額になりますと当然かかってくるわけでございますけれども、そういうことで、その実例の方がおいくら納付いただいたのか、ちょっとわかりませんが、少額ですと1,000円未満切り捨てということで、12分割していただいてもかからないという場合もあるということだけ、ちょっと答弁をさせていただきます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）時間ないわ。2時間ぐらい欲しい。議会のルールなんで、この程度に、また次回の議会でもやります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、防災計画と対策に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（森川嘉久君）登壇〕

○総務部長（森川嘉久君）地域防災についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の「橋本市の防災計画はいつ見直しが完成するか」ですが、現在、地域防災計画の見直しについて、鋭意作業を進めております。今後見直し案について、市防災会議にて審議、決定をした後に、県に報告を行い、年度内に完了する予定となっております。

2点目、県の資料の避難先一覧での避難先安全レベルでございますが、県が指定してい

る土砂災害危険箇所、山地災害危険区域、土砂災害計画区域等の区域指定や建物の構造基準等によって、拠点避難場所が星三つから星一つに区別されています。

それぞれの具体的な評価としては、星三つが、土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全であるなど、災害に耐えることができる耐久力を有する比較的安全な避難先、星二つが、土砂災害や浸水が発生した場合でも、安全を保つことが可能である避難先、星一つが、大規模災害等が想定される場合には、事前に閉鎖と決定するか、開設した場合であっても危険性が迫った場合には閉鎖を行う可能性がある避難先となっております。

避難場所は、限られた施設の中で指定しており、すべての条件を満たす完全な避難場所を確保することは困難であり、市民の皆様に対しては、ハザードマップの配布などで、日ごろから土砂災害や浸水等で警戒を要する箇所への注意を喚起し、早目の自主的な避難を心がけてもらうようにしています。

また、災害時の対応としましては、和歌山地方气象台や和歌山県など、関係機関から避難の判断基準となる気象情報等を入手し、避難準備情報や避難勧告を早目に発令し、より安全な避難場所への移動等、迅速な住民避難につなげていきたいと考えておりますので、ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）木造住宅の耐震化の進捗状況についてお答えします。

平成20年に策定された橋本市耐震改修促進計画では、本市における平成17年度時点の耐震性が不十分と推計される木造住宅は7,471戸となっております。木造住宅の耐震診断は、無料で診断を受けることができ、平成16年度から平成23年度までの実績は392件となって

います。耐震改修助成は、計算の上、助成金を決定することになりますが、現在上限は100万円となっており、平成17年度から平成23年度までに20件の助成を行っています。それ以外に、耐震補強設計にも助成を行っており、平成23年度までに10件の助成を行っています。

いずれにいたしましても、耐震性が不十分とされる木造住宅に対し、既に診断を受けた住宅数にまだまだ大きな差異がありますので、今後も市民に対するPR活動を積極的に行ってまいります。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）時間がないので2点だけ伺います。

1点は、耐震診断等の、あるいは耐震工事等を実施された対象戸数が1割にも満たないという、大変驚いているわけですが、最近知ったんですけれども、耐震診断を受ければ、地震のときに安全な箇所、比較的ということになるのかわからん、安全な場所、箇所、部屋というか、そういうのがわかるというわけやな。専門家が調べて。僕はそれだけでも非常に大きいと思うんですよ。耐震診断を受けることで、もし地震が発生したら、耐震工事をする以前であっても、やっぱりその建物の一番安全なところに即避難するというか、それもより大事かと思うんで、この点を特に市民にもアピールしていただいて、無料で受けられるので、耐震診断の実施戸数を飛躍的に増やしてほしいなど、これが一つです。

もう一つ、リフォーム助成制度、まだ橋本市では実施されていないんですけれども、これを併用した形で耐震工事を進めていく。このことも提案したいんです。経済部長は余り答弁していないので、リフォーム助成制度の見通しと伺いますか、私どもは再三実施を提

案しているんですけれども、この2点をお伺いします。時間以内にお答えください。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）耐震診断を行いますと、結果としてI s値が0.3ですとか0.12ですとか、そのお知らせをすることになります。そういった中で、家屋の中でどこが安全かというのは、それを見るだけではわかりませんけれども、やはり診断の中で家屋調査してまいりますので、一般的な話として柱の隣接した、特にトイレあたりが一番安全だとか、そういった知識を蓄えていただくという一つのきっかけになりますので、そういう意味でも、少なくとも耐震診断だけは受けてもらえるようにということで、今後もいろんな形で啓発を進めてまいりたいと考えます。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）リフォーム助成事業でございますけれども、この件につきましては、富岡議員、平成22年12月、平成23年3月という形で2回ご質問いただきまして、実施についての質疑をされたところでございます。

橋本市では、現在ハード事業等がメジロ押しでございますので、財政的に大変苦しい状況にはありますけれども、全国的に見ましてもかなりの、200の市町村で取り組んでおると。また、現在でもかなり増えておるということも聞き及んではおります。しかしながら、県下的な取り組みとか、あるいはまた全体的な事業費等々を精査する中で、今後未来に向けてあり得る事業だという認識のほうはしておるという形で、平成23年3月議会で市長も答弁させていただいたとおりでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）終わります。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君の一般質

問は終わりました。